

平成26年 第14回  
教育委員会臨時会会議録

平成26年8月22日（金）  
港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2405号

平成26年第14回臨時会

日時 平成26年8月22日（金） 午前10時00分開会

場所 教育委員会室

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 「出席委員」 | 委 員 長    | 綱 川 智 久 |
|        | 委員長職務代理者 | 澤 孝一郎   |
|        | 委 員      | 永 山 幸 江 |
|        | 教 育 長    | 小 池 眞喜夫 |

|        |     |         |
|--------|-----|---------|
| 「欠席委員」 | 委 員 | 小 島 洋 祐 |
|--------|-----|---------|

|                  |          |         |
|------------------|----------|---------|
| 「説明のため出席した事務局職員」 | 次 長      | 安 田 雅 俊 |
|                  | 庶 務 課 長  | 佐 藤 雅 志 |
|                  | 教育政策担当課長 | 橋 本 誠   |
|                  | 学 務 課 長  | 新 井 樹 夫 |
|                  | 学校施設担当課長 | 奥 津 英一郎 |
|                  | 生涯学習推進課長 | 白 井 隆 司 |
|                  | 図書・文化財課長 | 前 田 憲 一 |
|                  | 指 導 室 長  | 渡 辺 裕 之 |

|      |         |         |
|------|---------|---------|
| 「書記」 | 庶務課庶務係長 | 小野口 敬 一 |
|      | 庶務課庶務係  | 鈴 木 さよ子 |

「議題等」

日程第1 会議録の承認

- 1 第2396号 第4回定例会（平成26年4月8日開催）
- 2 第2397号 第10回臨時会（平成26年4月22日開催）
- 3 第2398号 第5回定例会（平成26年5月13日開催）
- 4 第2399号 第11回臨時会（平成26年5月27日開催）

日程第2 審議事項

- 1 議案第67号 港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 2 議案第68号 港区子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例の制定について

- 3 議案第69号 港区子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」及び「確保策」について
- 4 議案第70号 認定こども園の実施について
- 5 議案第71号 港区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第72号 教育管理職の休職及び任命について（秘密会）

### 日程第3 教育長報告事項

- 1 平成26年度第2回採用港区奨学生の選考結果について
- 2 新教育センター等整備事業の進捗について
- 3 旧飯倉小学校メモリアルスペースの開設について
- 4 港区立白金の丘小学校及び港区立白金の丘中学校什器等の購入について
- 5 港区立箱根ニコニコ高原学園の利用休止について
- 6 生涯学習推進課の7月事業実績について
- 7 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習推進課の9月事業予定について
- 9 港区スポーツセンターのプール休止について
- 10 図書館・郷土資料館の7月行事实績について
- 11 図書館の7月利用実績について
- 12 図書館・郷土資料館の9月行事予定について
- 13 パーソナルコンピューター等の購入について
- 14 9月指導室事業予定について
- 15 区立幼稚園保育料等見直しの基本的な考え方について（案）

「開 会」

○綱川委員長 皆さん、おはようございます。(午前10時00分)

ただいまから、平成26年第14回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は、小島委員から欠席の届け出がございましたので、よろしくお願いいたします。

「会議録署名委員」

○綱川委員長 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は、小池教育長にお願いしたいと思います。

## 第1 会議録の承認

1 第2396号 第4回定例会(平成26年4月8日開催)

2 第2397号 第10回臨時会(平成26年4月22日開催)

3 第2398号 第5回定例会(平成26年5月13日開催)

4 第2399号 第11回臨時会(平成26年5月27日開催)

○綱川委員長 それでは、日程第1、会議録の承認に入ります。

平成26年4月8日開催の第2396号第4回定例会、同年4月22日開催の第2397号第10回臨時会、同年5月13日開催の第2398号第5回定例会、同年5月27日開催の第2399号第11回臨時会の会議録につきましては、承認ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、承認することに決定いたします。

## 第2 審議事項

3 議案第69号 港区子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」及び「確保策」について

○綱川委員長 それでは次に、まず日程第2、審議事項について、日程を変更したいと思います。

審議事項3の議案第69号 港区子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」及び「確保策」についてを最初に審議し、続いて関連があります審議事項4、議案第70号 認定こども園の実施についてを審議したいと思います。その後は、審議事項1、2、5、6の順に審議したいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○綱川委員長 では、そのように進めさせていただきます。

日程第2、審議事項に入ります。

議案第69号 港区子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」及び「確保策」について。教育政策担当課長、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、議案第69号 港区子ども・子育て支援事業計画における「量の

見込み」及び「確保策」について、教育委員会議案資料ナンバー3よりご説明いたします。

初めに、参考資料2をご覧ください。子ども・子育て支援新制度の概要について、ご説明申し上げます。A3の用紙になってございます。

子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法を初めとする子ども・子育て関連3法に基づく新たな制度として、消費税引き上げに伴う増収分を財源として確保し、平成27年4月から実施される制度でございます。

新制度の目的と主な内容ですけれども、1つ目として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供として、認定こども園の設置に関する手続の簡素化や幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付体制が創設されます。また、2つ目として、地域のニーズを踏まえた保育の量的拡大や質的改善がございまして。

区市町村の役割ですけれども、右側のページの下イメージ図をご覧ください。子ども・子育て家庭の状況や需要を把握した上で、子ども・子育て会議等の意見を反映した5年間の子ども・子育て事業計画を策定し、計画的に施設の整備や事業を進めていくこととなります。後ほどご審議いただきます「量の見込み」及び「確保策」、認定こども園の実施については、港区子ども・子育て支援事業計画に記載することになってございます。

右側上段をご覧ください。新制度における給付・事業の全体像ですけれども、子ども・子育ての支援給付として、施設型給付がございまして。幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付となります。総合私立幼稚園は、施設型給付への移行を選択しない場合は、従来の私学助成及び幼稚園就園奨励費補助が継続されることとなります。

また、新制度では、保護者の申請に基づきまして、区市町村が子ども一人一人について保育の必要性を認定する仕組みを導入し、保護者は、認定に応じ、希望する施設を申し込むこととなります。

恐れ入りますが、こちらの子ども・子育て支援新制度のなるほどBOOKの8ページをお開きいただけますでしょうか。ただいまご説明申し上げた認定の部分でございまして、3つの認定区分がございまして。1号認定、2号認定、3号認定とございまして、教育委員会のほうでは1号認定の教育標準時間認定ということで、幼稚園等を希望する場合の認定について、これからご説明いたします「量の見込み」、「確保策」につきましても、こちらの1号認定の部分事業計画として計画することになっております。

それでは、説明に移らせていただきます。

資料の1ページをご覧ください。「量の見込み」及び「確保策」についての概要でございまして。恐れ入ります。こちらの議案資料、69号のナンバー3の1ページをご覧ください。「量の見込み」及び「確保策」についての概要です。

子ども・子育て支援新制度では、ニーズ調査等に基づき、教育・保育等の必要量を把握し、これに対応する供給体制を確保することを目指した事業計画に位置づけ、その実現を図ることとされております。教育委員会では、「教育施設（幼稚園）」と「幼稚園の預かり保育」の2項目がございまして。

教育施設（幼稚園）の「量の見込み」に基づきまして、子ども・子育て支援新制度では、「量の見込み」及び「確保策」で、ニーズ調査等に基づき、教育・保育等の必要量を把握し、これに対応する供給体制を確保することを目指し、子ども・子育て支援新事業に位置づけ、その実現を図ることとしています。

教育委員会に関係する項目としては、「教育施設」と「幼稚園の預かり保育」の2項目がございます。

教育施設の「量の見込み」につきまして、算出についての考え方でございます。

別紙の1をご覧ください。A3の資料でございます。「量の見込み」につきましては、平成26年2月に策定しました港区幼稚園教育振興方針に基づき、推計する就園希望幼児数を平成26年3月の人口推計、これは企画課で3月に出したものでございます。それに平成26年度の就園希望率を用いて、希望率を算出します。平成26年度ですが、3歳児の就園希望率は41.1%になります。

幼児教育の図表の「量の見込み」ですけれども、平成31年度をご覧ください。1号認定、2号認定の幼児教育の部分を合わせまして3,471人となる推計となっております。「確保策」ですけれども、現在、区立幼稚園12カ所、私立幼稚園14カ所の合計26カ所でございます。平成27年度ですけれども、南山幼稚園、三光幼稚園で新たに3歳児保育を実施し、中之町幼稚園、私立の東洋英和幼稚園で定員を拡大するなど、現在計画されています。

「確保策」ですけれども、こちらのほうの整備計画数一覧という子ども・子育て支援事業計画における公立幼稚園整備計画一覧をご覧ください。現在、区立幼稚園は12カ所、私立幼稚園14カ所の合計26カ所で、2枚目のA3を見ていただくと、上段の青い枠が区立の12園、下段の黄色枠が私立14園でございます。

平成27年度につきましては、A4の資料をご覧いただきたいと思います。3歳児のところですが、南山幼稚園、三光幼稚園で、新たに3歳児の新規受け入れを行うということで、3歳児保育を実施いたします。

また、その下の中之町幼稚園につきましては、現在、改築中でございますけれども、定員を14名増員したいと考えてございます。

私立のほうですけれども、東洋英和幼稚園で定員を拡大するという現在の状況でありまして、こちらのほうの計画にのせているというところでございます。

また、港区の幼稚園教育振興方針の中にも記載があります分園につきましては、こちらのA3の用紙とA4の用紙にも記載してございますけれども、平成29、30、31年度と3カ所計画し、幼児人口増への対応を図ってまいります。

それでは、幼稚園の預かり保育事業の「量の見込み」につきましてご説明申し上げます。

同じく別紙1の下段のほうをご覧ください。幼稚園の預かり保育事業の「量の見込み」につきましては、国が示した手引きによる「量の見込み」が就労実態や親族や知人への日常的な支援が得られる実態というのが正確に需要量に反映されていないので、過大に算出されているため、必要な補正を加えて「量の見込み」を算出いたしました。

平成26年度は、区立幼稚園2園、私立幼稚園6園の計8カ所で実施しております。本年度は公  
私幼稚園合わせて、年間2万6,600人日を預かり保育で確保しております。

大変恐れ入ります。こちらの参考資料の1をご覧ください。実施園は、区立幼稚園2園、高輪幼  
稚園、にじのはし幼稚園です。私立につきましては、6園で実施しております。

区立、私立、実施内容につきましてはこのような記載でございますけれども、現在、本年度の更  
新数値に合わせて年間2万6,600人日確保しております。一時預かり事業の「量の見込み」で  
ございますけれども、別紙1の表の右側をご覧いただきたいと思います。31年をご覧いただき  
たいと思いますけれども、年間で5万2,376人日の「量の見込み」となっております。

確保の考え方でございますけれども、設置者の意向確認、地域の実態や保護者の事情、施設の状  
況等を踏まえまして、確保してまいります。平成27年度は11カ所で確保する計画としてござい  
ます。箇所数については、1カ所当たり定員20名で算出いたしました。

恐れ入ります。2ページをご覧ください。今後の予定ですけれども、9月4日、まちづくり・子  
育て等対策特別委員会で「量の見込み」及び確保について報告した後、9月16日に子ども・子育  
て会議で報告いたします。9月下旬には、「量の見込み」及び「確保策」を東京都に提出する予定で  
ございます。2月下旬には、港区子ども・子育て支援事業計画が決定される予定でございます。

甚だ簡単ですが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げま  
す。

○綱川委員長 ただいまのご説明について、ご質問等ございますでしょうか。

○澤委員 例えば、今の別紙1で、平成27年度の「量の見込み」というのが年間3,071人と  
いうのは、幼稚園、認定こども園での受入れ必要数ということですか。2号の下に幼児教育と書い  
てあるのは、これは何ですか。

○教育政策担当課長 1号認定は、先ほどもご説明した部分ですけれども、2号認定は、両親が共  
働きですけれども、幼稚園に預けている方になります。

○澤委員 そうすると、平成27年度としては3,071人必要ということになるのですか。

○教育政策担当課長 幼稚園での量の見込みは、1号認定の方と2号認定の方を合計した数を「量  
の見込み」ということで出しております。

1号認定につきましては2,454人、2号認定につきましては617人となっております。

○澤委員 この子どもたちを幼稚園教育で引き受ける必要があるということですか。

○教育政策担当課長 3歳児、4歳児、5歳児、合わせてそういう数字になってございます。

○澤委員 それと、幼稚園の一時預かり保育の「量の見込み」というのは、これはどういうふうに  
数字が出てきているのですか。

○教育政策担当課長 一時預かり保育の部分につきましては、手引きにニーズ調査の結果、過大な  
数字が出ております。ニーズ調査では、2号認定の方、全てが利用することを想定しております。

利用数につきましても、母親の就労日数、全てを見込む算出結果となっているため、過大な需要  
量が算出されております。また、就労実態や親族や知人の日常的な支援が得られる実態が正確に需

要量に反映されていないということもございまして、例えば12時まで働いている方は、午後お子さんを引き取りに来れるということもございますので、そういう方を数から引いて補正を行い、数字を計上しました。

○澤委員 それでこれは議案ということですね。何を審議して、何を認めるかということがちょっとよくわかりませんが。

○教育政策担当課長 この「量の見込み」「確保策」のこの表自体が東京都へ、子ども・子育て支援新制度の事業計画ということで、提出することになります。

○綱川委員長 質問ですが、この上の表は1日の人数を書いているみたいですね。下の表は、人日／年で書いてあります、延べですね。この延べというのはどういうふうに計算しているのかよくわからないし、単純に比較できません。何を比較しているのかよくわからないというのが1点と。9月に区議会の特別委員会に報告して、それから東京都へ提出すると書いてありますが、提出というのは、報告義務でやるわけで、ここで提出することまでオーケーですよというふうに審議するのですか。この提出という意味がよくわかりません。アンケートもあって、それで報告書を提出するのがこの日付ですよということなのか、毎年これをやらなくてはならないのかとか、その辺を説明してください。

○教育政策担当課長 この計画は、5年の計画でございます。平成27年度から31年度までの計画で、新たに新制度が平成27年の4月から開始されるということで、現在、事業計画として各区市町村でこの事業計画を策定してございます。教育委員会につきましては、今後幼児教育の部分の「量の見込み」と「確保策」について提出いたします。この間、庁内では子ども・子育て推進会議と外部の子ども・子育て会議等で、この「量の見込み」と「確保策」につきましては検討してきた内容でございます。最終的には3月になりますけれども、現在、9月の段階で一度提出するということになってございますので、この内容でご審議いただきたいと考えております。

「量の見込み」と「確保策」につきましては、提出する様式の単位が幼稚園の園数になってございますので、26箇所です、3,071人、今、3歳児、4歳児、5歳児、合わせて確保しなければいけないということになってございます。一時預かり事業につきましては、人日／年ということで、1園当たり20名で算出しました。日数ですけれども、夏季休業期間を除いた日数をつけまして188日です。この日数を掛けまして算出した数字でございます。

○永山委員 これは教育委員会ですから、もちろん幼稚園だけですけれども、保育園のほうと同じような考え方でやっているのでしょうか。

○教育政策担当課長 保育は、子ども家庭支援部でそれぞれ「確保策」ということで検討してございまして、この教育委員会の部分については幼児教育と一時預かり事業で、保育のほうは、また別に同じような形で、計算式は全く違います。補正の仕方もそれぞれ違いますので、実態に合わせた「量の見込み」と「確保策」にしてございます。

○永山委員 その考え方は、教育委員会としても把握はしているということでしょうか。

○教育政策担当課長 同じ会議の中で論議されておりますので、教育委員会として把握してござい



す。

○澤委員 よくわかりました。ニーズに対して、この計画で十分検証できるということですね。

○教育政策担当課長 その見込みで計画しております。

○澤委員 一時預かり事業に関しては、平成27年度は足りないようですが、このとおりに受け入れられますよと、そういうことですか。

○教育政策担当課長 一時預かり事業につきましては、現在、実態として余り多くない実態もございます。この計画ですけれども、区立幼稚園だけではなくて、私立幼稚園も一緒に確保していく計画となっておりますので、現在、どこで預かり保育を行うかということは確定してございませんけれども、今後調査の上、確保できる場所につきましては検討してまいります。

○綱川委員長 では、私から。1号認定と2号認定と、両方に認定こども園が出ていますよね、先ほど子ども家庭課のほうでやる算定方法と、教育委員会でやる算定方法が違うと言いましたが、認定こども園については、東京都が23区や市町村から出されたものを集計してやるわけですが、この提出された「量の見込み」と「確保策」、港区のこども園はどっちで見ているかとか、他区はどっちで見ているかで算定方法が違っていると、データが全然違ってくると思うのですが、その算定はちゃんとしているのですか。

○教育政策担当課長 認定こども園につきましては、後ほど説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○指導室長 この後の説明の中で、保育所型の認定こども園というものを港区としては推進していきますので、そちらはあくまでも保育所としての算定になります。

認定こども園とは港区と分けて考えて、計算するものです。

○綱川委員長 そうすると、その区とか、行政体によって、これは保育所型の認定こども園ですよと、うちの区は、これは幼稚園型の認定こども園ですよという明確な線引きがあるわけですね。

○指導室長 そのとおりでございます。

○綱川委員長 はい、わかりました。

東京都からこういう表を提出するよとということによって来ているわけですね。フォーマットが決まっているわけですね。

○教育政策担当課長 そのとおりでございます。

○綱川委員長、この概要の考え方から、事業計画を出すということで、よろしいでしょうか、ご質問等ございますでしょうか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、採決に入りたいと思います。

議案第69号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第69号については原案どおり可決することと決定いたしました。

#### 4 議案第70号 認定こども園の実施について

○綱川委員長 続きまして、議案第70号 認定こども園の実施について。教育政策担当課長、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 では、議案第70号 認定こども園の実施につきまして、資料ナンバー4よりご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。認定こども園の実施に関する検討の背景ですけれども、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法に基づきまして、平成27年4月から開始される「子ども・子育て支援新制度」におきまして一層の普及を目指すとされています。

また、国が各自治体に策定を義務づけております子ども・子育て支援事業計画では、認定こども園の普及に係る基本的考え方、教育・保育の確保方策の一つとしての認定こども園の方向性の記載が必須事項とされてございます。

認定こども園に対する高いニーズということですが、子ども・子育て支援事業計画策定のために、平成25年11月に実施しました「港区子ども・子育て支援ニーズ調査」では、今後定期的に利用したい教育・保育の事業として、「認定こども園」や幼児教育に対する高いニーズがございました。

また、子ども・子育て会議の議論の中で、学識経験者や公募区民の委員の皆様から、認定こども園の実施を希望する意見が複数ありました。

また、認定こども園を実施することによりまして、保護者にとって、教育・保育施設として選択の幅が広がる点や認定こども園法に基づいた施設としての修了証書を授受することができる点などの優位性を踏まえ、区として認定こども園を実施することとしてございます。

認定こども園実施の概要ですけれども、区立の認定こども園を実施いたしますが、2つ目としまして、具体的な実施方法として、先行的に芝浦アイランドこども園を保育所型の認定こども園に移行・実施いたします。実施時期は、平成28年4月といたします。

3ページをご覧ください。認定こども園実施に向けた具体的な対応策の検討といたしまして、認定こども園の4つの類型について、より実現性の高い類型について検討を行いました。

別紙の1をご覧ください。よろしいでしょうか。「幼保連携型」及び「幼稚園型」は、園庭の確保のほか、ゼロ歳児から2歳児の保育室、調理室の確保などの設備面の課題がございました。また、保育士資格を持った職員の配置や運営方式が限定されるなどの課題がございました。

「保育所型」は、幼稚園教諭免許を持った職員の配置と幼児教育内容の検討が課題となります。

「地方裁量型」は、東京都におきまして地方裁量型認定こども園として認証保育所のみを指定しており、現在、認証保育所を運営している事業者へのヒアリングでは、移行の希望はございません。

以上のことから、「保育所型」による実施が最も課題が少なく、実現性が高いと考えてございます。

(2)の実施手法ですけれども、公私立保育園、芝浦アイランドこども園及び緊急暫定保育施設からの保育所型認定こども園への移行について検討を行い、その結果、芝浦アイランドこども園は、既に保育に欠ける児童以外の児童を受入れていること、幼稚園教諭免許を持った職員により幼稚園

教育要領に準じた幼児教育を行っていること、幼児教育の具体的な内容を見直すことにより認定こども園への移行・実施が可能であることから、最も実現性が高いと考えられます。

実施に向けた検討課題ですけれども、認定こども園法におきましては、認定こども園に基づき、国の指針等に規定される「学校教育法第23条に掲げる目標が達成される保育」を行う必要があります。

そのため、芝浦アイランドこども園において認定こども園を実施するためには、幼稚園の保育環境の違いを踏まえまして、認定こども園法に基づく幼児教育の具体的な内容や提供方法について検討を行う必要がございます。

4ページをご覧ください。幼児教育の具体的な内容や提供方法の検討でございます。

幼児教育の具体的な内容や提供方法につきましては、現在、庁内で「小学校入学前教育カリキュラム」を平成26年度完成予定で作成中でございます。活用を含めまして、子ども家庭支援部と教育委員会事務局と連携し、検討してまいります。

また、国際化対応として外国人児童の受け入れ拡大にも対応できるよう、幼児教育の提供体制についてもあわせて検討を行います。

5つ目としまして、他地区への展開ですけれども、芝浦アイランドこども園における認定こども園の実施状況を踏まえ、他地区への展開や私立の認定こども園の誘致・支援について検討を行うとさせていただきます。

今後のスケジュールにつきましては、9月4日、同様にまちづくり・子育て等対策特別委員会に報告いたします。その後、11月に港区基本計画・港区子ども・子育て支援事業計画を委員会報告するというので、平成27年7月にかかまして、幼児教育内容等の検討を行うということにさせていただきます。

甚だ簡単ですけれども、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**○綱川委員長** ただいまの説明に対して、ご質問ございますでしょうか。

**○教育長** 質問ではないのですが、認定こども園というのは、現在もあって、新制度に移行するというので、2ページに説明がありますが、これを丁寧に説明してもらえますか。

**○教育政策担当課長** 認定こども園ですけれども、認定こども園法の改正がございました。平成24年8月に認定こども園法の改正に伴いまして、幼保連携型認定こども園の制度が開設されたということでございます。

主な改正内容ですけれども、現行制度では、幼稚園は学校教育法に基づく認可・指導監督基準、保育所につきましては、児童福祉法、厚生労働省に基づく認可・指導監督基準、これが改正されまして新制度といたしまして、内閣府のほうに単一の認可・指導監督基準が設けられました。

芝浦アイランドこども園につきましては、区では、芝浦港南地区の保育需要に対応するため、平成18年6月の認定こども園法の成立に先駆け、平成12年度から保育園と幼稚園を一元化させた施設の開設に向けた検討を進めてまいりました。

その後、区立幼稚園配置計画におきまして、芝浦アイランドの幼稚園部分は「区立幼稚園」の位置づけとしないことを決定してございます。この決定を受けまして、平成18年1月の庁議におきまして、児童福祉法に基づく私立保育園と幼稚園教育要領に準じた幼児教育を行う施設が一体となった独自の「芝浦アイランドこども園」の設置を決定しまして、現在に至っているということでございます。

説明は以上でございます。

**○教育長** わかりにくいですが、要するに、認可・指導監督が文科省と厚労省と分かれていたものが、今回一本になって、単一の認可・指導監督できるという、そういう話ですけれど、具体的な中身の違いというのは何かあるのですか。

**○教育政策担当課長** こちらのほうは、中身の違いということで、類型比較の別紙1をご覧くださいなのですが、現行の幼保連携型が新制度の幼保連携型ということで、ここの部分が大きく変わった点でございます。下線の部分ですけれども、保育園の位置づけ、幼稚園の位置づけというところが変わります。職員の資格につきましても、幼稚園教諭免許と保育士の資格の併有等、措置があるということでございます。

**○指導室長** 補足をさせていただきます。

大きく2点あるかと思えます。

まず、1点目は、これまでの芝浦アイランドこども園が区の条例に基づいたこども園だったということです。それが今回のこの同園の、区立の認定こども園として、法律に基づいたこども園になるということです。

したがって、これまで修了証書等が出なかったものが、この認定こども園になることによって、それが出ることになります。区民の皆さんがこども園の中でも幼稚園のような教育を求めているという視点からすると、ニーズは一つクリアできると考えます。

もう1点目ですが、これ非常に複雑です。実際、区立幼稚園をこども園にすると、先ほどの2ページにあるような新制度の幼保連携型認定こども園となるのですが、今回のこども園については、この幼保連携型認定こども園ではないということ、これが非常に大切なところです。したがって、今回のこども園はこの別紙1の右から2番目の保育所型のこども園であるということです。

したがって、保育所型のこども園では現存の公私立幼稚園が実施している幼稚園教育というのは難しいものであるというのが前提となります。芝浦アイランドこども園で幼稚園に準じた教育を今までしていたことを、この保育所型のこども園にすることで、幼稚園教育に近くなっていくこととなります。

ただ、それにはハードルも高く、幾つか課題があるかと思えます。区で進める認定保育園での幼児教育は保育所保育指針に基づいた形の教育でいいということが規定されていますので、幼稚園教育要領に基づいた形の教育ではないということです。ただし、このこども園で幼稚園教諭の免許、資格を持った者が指導して、修了証書も出るということで、制度上区立幼稚園に近い形ではあるものの、いろいろな課題が混在していく形でのこども園になると思っています。

○**綱川委員長** 私から質問します。これから先、芝浦アイランドこども園については、保育所型にするという方向でいくことになるかと、教育委員会としてどこまでかかわっていくかとか、その辺の展望が少々わからないのですが、親としては、こども園に入れたということは教育の部分というのを少し重みづけているから入れるのだと思うので、教育委員会に携わってほしいとか、教育のほうに少しでも近づいてほしいという希望があるからだと思うのです。その辺については、今後どのような計画が出てくるのですか。

○**指導室長** 先ほど政策担当課長が4ページ、(2)のところで、「小学校入学前教育カリキュラム」のことで話したかと思います。「小学校入学前教育カリキュラム」というのは、今、公私立幼稚園、保育園、全てで、港区の幼稚園、保育園、全ての子どもたち、保護者に対して、幼児教育とはどういうものかというものを具体的に提供するカリキュラムです。

したがいまして、幼児教育は幼稚園だけで行うものでなくて、当然保育所でも行うことですので、全ての幼稚園、保育園において、この「入学前教育カリキュラム」がこれから浸透して行って、それに基づいた幼児教育が幼稚園、保育園で行われることが前提になります。

今、この「入学前教育カリキュラム」の検討委員会の中で検討していることとして、例えば保護者への説明会でしたり、幼稚園、保育園の説明会、また共同の研修なども計画実施しております。このような形で教育委員会がかかわるということがまず1点ございます。

ただ、今後連携して、具体的にこども園における幼児教育の内容については、教育委員会事務局が連携して検討を行うという記載がございます。その後の今後のスケジュールのところにも来年の1月から同様に、連携による検討を行うという記載がございます。この検討する内容については、まだこれからというところもあると思うのですが、保育所で行う幼児教育、それが区民のニーズである幼稚園教育を求めるということになったときには、教育委員会事務局としても何らかの検討の場が必要で、いろいろな助言や支援をしなければいけないのかなと思っております。今のところ具体的な、例えば審議会であったり、検討する委員会であったりとか、そういうことはまだ決まっておられません。いずれにしても、そういう検討の場が必要であると考えております。

○**澤委員** 認定こども園の実施ということは、これはどこか特定のものが決まっているわけではなくて、教育委員会あるいは港区として認定こども園を実施します。当面は、芝浦アイランドを認定こども園とし、そのほかにもニーズがあって、必要ならばそういう認定こども園をこれから区として開設しますよということですよ。

○**教育政策担当課長** そのとおりでございます。

○**澤委員** それで、一つ聞きたいのは、保育所型認定こども園と今の保育園と具体的に何が違うのですか。

○**指導室長** 今申し上げたように、まず職員の資格の件があります。

○**澤委員** 幼稚園教育は、教諭免許が要るとか、そういうところですか。

○**指導室長** はい。3歳から5歳については、幼稚園教諭の免許を取得している者が、保育にあたります。

○澤委員 なるほど。設備とか、そういうことに関しては、余り細かな規定はないのですか。

○指導室長 はい。これも別紙1にございますけれども、幼稚園ほどの園庭の確保というような基準はございません。ですから、実際に区民が求める幼稚園教育と同じものがこども園で提供するというのは、かなりハードルが高いものであると考えております。

ただ、先ほど申しあげましたけども、証明としてこの区立の認定こども園であることによって、修了証がこども園を修了したということでのものが出るということについては、区民の方のニーズとしては非常にインパクトというか、大きな意味があると考えております。

○澤委員 そうすると、現実的なことを言うと、港区の場合は、今の保育園を認定こども園にするということは、先生の資格とか、そういうものを満足すれば可能ということですか。

○教育政策担当課長 現在、そこの部分を含めて、子ども家庭支援部では検討しています。

○澤委員 例えば保育所型の認定こども園だった場合には、教育委員会としては、どの程度かかわりを持ってくるのですか。

○教育政策担当課長 現在、考えているのは、入学前カリキュラムを踏まえた幼児教育の充実の部分ということでございます。

○澤委員 なるほど、入学前カリキュラムとか、要するに教育委員会としては連携して認定こども園に対しても広い意味での幼児教育ということで、積極的にかかわりを持っていこう、ということですか。

○教育政策担当課長 そのとおりでございます。

○教育次長 私どもが危惧していますのは、各委員から今あったように、教育の質の問題です。建物、環境、施設要件、園庭などが教育内容を規定するという考え方もあります。文部科学省で決められてきたハード系の環境がきちんと整っていない中で、どれだけ私たちが深めてきた教育の基準を認定こども園が具現化してくれるのか、そこを私たちは、監視役ではないのですが、助言する役割を子ども家庭支援部に対してしていかなければいけないと思います。港区は認定こども園を当面保育園型でやるということに今回踏み出し、その第1号を芝浦アイランドでそのようにしていくと決め、2園目はどうするか決まっていない中で、芝浦アイランドの教育の質を私たちが誘導する立場にあると思っています。就学前カリキュラムが完全に実施できるように連携をとっていくことが、我々の役目だと思っています。

○永山委員 この資料を子ども家庭支援センターと一緒につくったということは、すごく連携してやっただけしているということなのですが、どうしても縦割りになってしまうところがあると思いますので、ぜひ今後も連携して一緒にやっていただければと思います。希望としては、できれば保育のところも教育委員会が受け持つようになると大変うれしいのですが、そこまでは無理だと思いますので、よろしくお願いします。

○綱川委員長 私からも、しつこいようですがけれども、保育所型には、幼稚園教諭の免許というのは望ましいのですか、これマストじゃないでしょう。そうすると、今資格を持っている人が入っていますけれども、教育職員として入っているわけではないですね。保育士資格として、職員に採

用されているということですから、その辺はどうなるのでしょうか。

あと、公設民営化が可能ということは、今後の先の見通しとして、公設民営化に移行していくのかなとか、そうすると、つくることがもっと広められると考えられるのですけれども、職員の位置づけというのが、これから先非常に出てくるのではないかなと思います。教育職員として採用した人をここに派遣させるとか、そういうほうが私はいいのかなと思うのですが、どうですか。

**○指導室長** 委員長おっしゃるとおりであると思います。ただ、公設民営という形が一番港区の状況に合っているため、まずこのこども園を足がかりにしてスタートする中で検討するところと考えます。職員の資格等にかかわっては、しばらくやっていく中で課題を挙げていくことが大切です。おっしゃるとおり、教育の質にかかわることについては、やはり人だということは、これは皆さん共通の理解だと思います。任用にかかわる部分であるとか、我々が、保育内容を指導できるのかどうか含めて、そういったことは今後の重要な課題ではないかと認識しております。

**○綱川委員長** 本日出席の委員は、教育という立場で、こども園については教育委員会もコミットできるような立場を確保しといたほうがいいのではないかなというような意見だったと思いますので、その辺を踏まえていただければと思います。ほかにございますか。

(なし)

**○綱川委員長** それでは、採決に入りたいと思います。

議案第70号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**○綱川委員長** それでは、議案第70号については原案どおり可決することと決定いたします。

1 議案第67号 港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

2 議案第68号 港区子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例の制定について

**○綱川委員長** 次に、議案第67号 港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第68号 港区子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例の制定について、この2件については関連する案件でございますので、一括して説明を受け、質疑応答後、1件ずつ採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

**○綱川委員長** それでは、庶務課長、説明をお願いします。

**○庶務課長** それでは、議案第67号、第68号を順次ご説明してまいります。

初めに、この子ども・子育て新制度におきまして、規定の整備をご説明したいと思います。

議案資料ナンバー1に添付してございます参考資料1をご覧くださいと思います。A4の横版でございます。よろしいでしょうか。

幾つか新制度に伴って規定を整備するものでございますけれども、今回の議案の2件がどの部分に当たるかというのをこれでおわかりいただければと思います。新制度で、3歳から5歳をカバー

するものとしては、幼稚園、認定こども園、保育所、この3つのパターンがございます。これにつきましては、これまでも私立幼稚園、保育園等を運営しているところでございますけれども、新制度におきましては、教育委員会ですので、幼稚園のことで申し上げていきますと、区市町村が確認をいたします。これは法の中で、子どもの健やかな成長のために適切な関係が等しく確保されるよう区市町村はしっかり良質な教育が確保されているかを確かめる、これは責務として負うこととなります。ということで、この区市町村が新制度における幼稚園の適正な運営について確認ができるよう、その基準を定めるものが今回の議案第67号の条例でございます。

それと、もう一点、今度は施設を利用する方、保護者の方につきましては、先ほどの説明で出ておりますが、今後子ども・子育て支援法によります第19条の第1項でございます1号から3号の認定を受けるといったことがございます。これにつきましても、区市町村が認定の基準を定めるため、うことで、これについても条例化が必要ということで、議案第68号でご審議いただくものでございます。この2件が新規条例の概要でございます。

それでは、議案第67号 港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明いたします。

議案資料のナンバー1でございます。1枚おめくりいただきますと、条例の案文が出てまいります。1ページでございます。幼稚園に関係するところを中心にご説明いたします。

まず、第1条でございます。これにつきましては、本条例の趣旨でございます運営に関する基準を定めるものとするということで規定してございます。

おめくりいただいて2ページの第2条第1項第3号の幼稚園のところでございます。幼稚園は、主に学校教育法第1条に当たる幼稚園を指してございます。

続きまして、10ページでございます。第13条でございます。ここが施設を利用する方の負担額等の規定をしてございます。この中で、1項の後段でございますけれども、2項の2行前、「(特別利用教育を提供する場合にあたっては区市町村が定める額)の支払を受ける」というところで、利用者がどれぐらい負担すべきかということ区市町村が規定をしなければいけないことを定めてございます。では、それを幾らにするかというのは、もちろん区市町村の判断でございますけれども、さきに国のほうから示されてございます内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額ということでございます。この条例の中では、それを区市町村が定める額ということになってございまして、現時点で国から示されている額でございますけれども、上限で月額2万5,000円でございます。これは別途規定するということでございますので、本条例には出てきてございません。

このほか本条例では、教育の質や施設設備の質を確保する、それを区がしっかりと確認できるということでございますので、施設側はみずから評価をすること、また子どもの置かれている状況を的確に把握して、必要な相談、援助をしっかりと行うことと、当然のことながら緊急時対応ですとか、職員の研修などを広範にわたって規定してございます。

また、その中には、31条で、地域との連携をしっかりとることですとか、事故発生の防止、措置の対応という非常に安全・安心にかかわるところまで、地域に根差した施設となるような、運営



基準を定めてございます。

今後の予定でございますが、教育委員会でご決定をいただきました後は、平成26年第3回教育委員会定例会に議案として提出いたしまして、新規条例としてご審議いただき、議決を受けまして、平成27年4月の施行を予定してございます。

続きまして、議案第68号 港区子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例の制定でございます。

参考資料3をご覧いただきたいと思っております。子ども・子育て支援法の第19条第1項で、1号から3号までということで規定されてございます。これにつきまして、保護者の申請に基づいて港区が保育の必要性、保育園であれば、保育所関係であれば、教育保育の必要性をしっかりと認定するというので、2号、3号でございます。幼稚園を希望される場合については、1号の認定をするということでございます。この必要な基準を定めた条例でございます。

こちらの条例では、具体的には第3条で出てまいります。おめぐりいただきました議案の次の条例案文1ページ、第3条の第1項、ここが直接幼稚園には該当する部分でございます。「小学校就学前子どもの区分に応じ、認定を行う」ということのこの条文がかかわってまいります。これによって1号の認定をするということになります。

今後の予定は、同様にご決定いただきますと、平成26年第3回教育委員会定例会に議案として提出いたしまして、議決をいただいた後、平成27年4月に施行を予定してございます。

説明は以上です。ご審議の上、各議案につきましてはご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○綱川委員長** それでは、ただいまの説明について、ご質問ございますでしょうか。

**○澤委員** 議案第67号、特定教育・保育施設というのは、この参考資料だと、認定こども園とか、幼稚園とか、認可保育所ということになるのですか、特定教育というのは。

**○庶務課長** 本制度では、施設と事業というのがございまして、特定教育・保育施設は認定こども園、幼稚園、認可保育所で、特定地域型保育事業というのがまたございまして、これが下のほう、小規模保育、省略していますが、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業というふうな区分です。

**○澤委員** 第67号というのは、どの施設に該当するかということは、区が確認するということですか。

**○庶務課長** これでいきますと、上の点線の枠でございますけれども、施設につきましては、これまでどおり都道府県の認可を受けておりますので、その認可を受けたこの施設の運営状況、運営につきましては、区市町村が確認、認可だけではなくて、さらにそれを確認することで、しっかりと質の確保を図っていくという意味で、これまででない区市町村のかかわりを強く求めていくということです。下は事業でございますので、事業の申し出があれば、その都度、区が確認をしていきます。

**○澤委員** これは給付ということになっているので、届出みたいなものが必要というわけですか。

**○庶務課長** 施設型給付ということになっておりまして、当然施設の運営には利用者の負担の部分

がございます。それに、さらに国が示しております公定価格と言われている、国が示した運営経費の利用者負担額との差は公費負担になります。さらに、例えば幼稚園では、もっと魅力ある教育をしたい場合は、利用者の了解を得た上で上乘せ調整できるという、大きく言えばこの3層構造です。

○澤委員 なるほど。それは私立であろうが、区立であろうが、国から支給要件みたいなものが出る、そういうことになるのですか。

○庶務課長 この制度の考え方は、公私という別に区別はしてございません。

○教育次長 私立幼稚園は、今までどおりの運営を選ぶほうがメリットがあるということであれば、そちらを選択することが可能になってしまうと思います。

私立幼稚園は話し合いの中で、この施設型給付は受けずに、違う措置で運営していく方向に流れているようです。

○澤委員 なるほど。例えば私立幼稚園が左側の選択肢（従来型）をとれば、港区としては何の確認とか、そういうことは一切必要なく、現状どおり。ただ、新しい制度の中でやろうとすると、それが適切かどうかを区が確認する。確認するというのは区のどこがやるのですか。

○庶務課長 具体的な事務作業とか、そういったところは管轄しております、認可はこれまでどおりですので、全て教育委員会を通じて手続をとることになると考えております。

○綱川委員長 参考資料1で施設型給付として認定こども園というのがあって、その下に幼稚園と書いてありますよね。最初の話だと、認定こども園が新しい制度で変わるから、こちらも何か変わっていくような感じでしたが、認定こども園に入っているのに、何で幼稚園がこっちに入っていて、幼稚園でも認定こども園にしているところは、認定こども園で申請すればいいわけじゃないですか。普通の幼稚園もどっちをとってもいいとふうになってしまうと、何かまたこれも教育委員会から外れていくようなイメージが出てきてしまって、先ほど実質的には、また教育委員会がやりますよと言われていましたけれども、区市町村の認定についてというところですが、その辺が何でここに幼稚園が入ってくるのかがよくわかりません。

○庶務課長 新制度の発端というのは、全国的に見ますと、幼稚園の保育室があいているというような報道がありました。一方、保育需要というのは全国的に伸びていて、待機児童が多い中で、幼稚園を有効活用していこうというのが多分制度の根底にあるのかなというのが私の感想です。

○綱川委員長 地方教育行政法が変わることに先んじて何かやっているような感じに見えて、教育に関しては、ある程度首長なり、いわゆる行政体が責任を持つてというような感じに見えてしまうのですが、そういう意向というのはあるのですかね。

○教育次長 恐らく法の要請は、これは最終的に労働力不足の中で、子どもを預ける多様な預け先を一元的に管理できるように自治体に要請するというのが法律の趣旨だったろうと思います。委員長のおっしゃるとおりでございます。

ただ、港区は、子ども家庭支援部という部門が区長部局にあり、学校教育を所管する責任所管は教育委員会ということは、区長も明確におっしゃっていますので、この体制で今後も、この二元組織で管理をしていくと。

ただ、法の要請に従って、条例は一元的に制定せざるを得ないということがあるので、同じ条例の中に福祉系の施設のこと、教育系の施設のことが混在しております。所管はそれぞれ役割分担をするということにしていくことに変わりはないと思っています。

○綱川委員長 現状、今そのように考えていても、いつの間にか解釈で変わってしまうことがあると思います。ぜひそれらは確固たるものを持っているべきだと思いますので、私は何かあればいいなと思います。

○教育次長 例えば、これもこのとおり、まずは条例をつくりませんが、その条例の施行規則とか、あるいは運営基準とか、また要綱などをつくるときに、この基準に照らして、この確認行為は、幼稚園については、教育委員会で所管すると、そういう動きは調整していきます。

○綱川委員長 今まで、長年教育施設として教育委員会が責任を持ってやっていったことに対して、先ほど室長も言われたように、教育に関してはコミットできるような状態にしておかなければいけないと思いますので、よろしく願いしておきます。

○澤委員 一応両方は一緒にしていいですね。

○綱川委員長 そうです、68号についても。

○澤委員 この第68号の認定に関する条例ということですがけれども、参考資料3で、区民からすると、幼稚園行くのにも何か認定を受けないといけないというのは、余計なことではないかという印象です。要するに、給付、支給認定に関するということなので、別段補助金にかかわりなければ、家庭で幼稚園へ行きたければ、認定なんか必要ないかなと思うのですけれども。

○庶務課長 ご指摘のとおりです。利用者、保護者側から見れば、流れは、基本的には変わりません。幼稚園に申し込みまして、そこで面接したりとか、何か抽選があったりして、そこで入園が決まります。幼稚園からは、入園許可というのが出てきますけれども、区からは1号認定という認定証を交付するというところでございます。

保護者とすれば、当初行う手続はこれまでどおりというふうに考えています。給付というのは、先ほどちょっと3層構造で言った施設として公費を受ける給付、それに該当するかどうかを、利用者を認定するというところでございます。

○澤委員 さらに、例えば区立幼稚園に行っている方でも、必要があると認められれば、そういう補助金が出る可能性があるのですか。

○庶務課長 3層構造からいけば、公立の後私立でいけば、下で、給付の対象の施設となるということ。

○綱川委員長 新たにお金がいただけたかということではなくて、制度的に認定をしなければいけないということになってしまったと、それで認定証を必ずお渡しするわけですね。

○庶務課長 区市町村の役割として、認定証の交付というものがされます。

○澤委員 全てのケースに認定書というのは、余計な仕事が増えるだけで、何か意味がつかみにくいという印象です。

○綱川委員長 ほかにございますか、質問、ご意見等ございますでしょうか、よろしいですか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、採決に入ります。

議案第67号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○綱川委員長 ご異議がないようですので、議案第67号については原案どおり可決することに決定いたします。

次に、議案第68号について原案どおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第68号については原案どおり可決することに決定いたします。

##### 5 議案第71号 港区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部を改正する条例について

○綱川委員長 次に、議案第71号 港区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部を改正する条例について。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、ただいま議題となりました議案第71号 港区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

資料ナンバーの5をご覧ください。資料3点でございます。1ページ目が条例案文、2ページ目が新旧対照表、3ページが概要説明となっております。これ以外に、事前に参考資料として子ども・子育て支援法の抜粋をお配りしておりますけれども、ご確認をいただきたいと思います。19条と20条でございます。

それでは、初めに3ページ目の概要説明をご覧ください。本案は、子ども・子育て支援法の公布に伴い、区立幼稚園に入園できる者の要件を改めるものでございます。

真ん中の内容の部分をご覧ください。区立幼稚園に入園できる者を、区内に住所を有し、子ども・子育て支援法第19条1項1号の認定を受けた幼児としてございます。

次に、2ページ目をご覧ください。これは新旧対照表でございます。同時に、子ども・子育て支援法の抜粋のほうをご覧ください。こちらで説明させていただきます。

まず最初に、下が現行、上が改正案でございます。一番最初の括弧の入園資格と書いてあるところでございますけれども、こちらをご覧ください。この「入園資格」というところを「入園できる者」に改めます。先ほどもご説明いたしましたように、今後資格ではなく、認定された者、それが定義になりますので、これは庁内で調整した上で入園できる者として改めてございます。

次に、第1条でございますけれども、港区立幼稚園に入園できる者については、現行は「区内に住所を有する者で小学校就学の始期に達するまでの幼児」としてございますけれども、改正案、上のほうでございます。「保護者が当該幼児について子ども・子育て支援法20条1項の規定により、原則として、第19条1項1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する旨の認定を受けていること。」を要件に加えてございます。

この「原則として」というのを、例えば保育園に空きがない場合、2号のまま、2号というのは

保育園の認定のままでも幼稚園、これ1号に入れるという道がございますので、そういう意味で、「原則として」という言葉を入れてございます。

その後、施行日ですけれども、子ども・子育て支援法の施行の日ということでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○綱川委員長 この件について、ご質問等ございますか。では、私から。例えば必要人員の入園の募集で応募しますよね。そのときは当然、まだ認定を受けていませんよね。それで、入園するまでに認定をもらえるという原則で受けさせるということですね。抽選をさせるということでもいいのですね。

○学務課長 その辺のスケジュールですけれども、今調整しております。

○綱川委員長 認定を受けてなくては応募してはいけないのかとか、そういう疑問が出てくると思っていますので、その辺を調整してください。

あともう一点は、今、「原則として」のところがひっかかっていたのですが、2号認定を受けていて保育園に通っている者が幼稚園に入ると、幼稚園に入った時点で1号認定に変えるわけですね。それで、受ける資格としては2号認定でもいいよというのが「原則として」というところで今認識したのですけれども、それでいいですか。

○学務課長 おっしゃるとおり、2号認定を受けていて幼稚園に通う場合、再度1号認定を受け直すのか、そのまま通えるのかというのは国のほうに確認中ですが、多分1号認定に変えて、それから入ることになります。

○綱川委員長 というのは、これもうすぐ施行ですよ。ということは、来年の入園申請が11月でしたか。

○学務課長 11月ぐらいから申請を受け付けまして、多分3月ぐらいに認定をするというスケジュールになるかと考えております。

○綱川委員長 一応それまでに何とか条例ではないところで要綱とかつくっておかないと混乱しますね。よろしくお願いします。

ほかにございますか。

○澤委員 認定とかというのが、何か私は国民としてひっかかります。保育園みたいに競争率が激しいというような場合には、本当にその必要性のある者から順番に入れるとか、そういう必要があって何か条件をつけるというのはわかります。しかし、最初から区民の保護者を第1号とか第2号とか認定するというのは、先進国としては何か気持ち的におかしい。認定という言葉になると申請して許可をいただくという感じがします。

(なし)

○綱川委員長 それでは、採決に入りたいと思います。

ただいまの議案第71号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第71号については原案どおり可決することと決定いたします。

#### 6 議案第72号 教育管理職の休職及び任命について（秘密会）

○綱川委員長 次に、議案第72号 教育管理職の休職及び任命についてでございますけれども、この案件については人事案件ですので、秘密会に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

○綱川委員長 それでは、これより秘密会に入りたいと思います。

お手数ですが、担当以外の方はご退室をお願いしたいと思います。

（秘密会）

○綱川委員長 ご協力ありがとうございました。

### 第3 教育長報告事項

#### 1 平成26年度第2回採用港区奨学生の選考結果について

○綱川委員長 次に、日程第3、教育長報告事項に入ります。

平成26年度第2回採用港区奨学生の選考結果について。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、平成26年度第2回採用港区奨学生の選考結果につきまして、ご説明いたします。

資料ナンバー1でございます。本事業は、今回は高等学校と大学でございますが、経済的理由により就学が困難な方に奨学資金をご利用いただき、また勉強の機会を確保して、人材を育成することを目的としてございます。

募集は、本年5月13日から1カ月間、学校への周知、募集案内の送付、また広報みなと、区のホームページ、施設や掲示板へのポスターの掲示、あとは総合支所などへの募集案内の配布、このような形で行いました。

結果といたしまして、お二方の応募がございました。お一人は、国立の高校1年生でした。もうお一方は、私立高校の3年生の方ということでございます。

審査につきましては、東京都育英資金採用候補者選考基準に基づいて、世帯の収入金額、また世帯の状況で、所定の金額を補助いたしました認定所得金額と収入基準額の比較で行いました。お二方とも所得金額が基準内でしたので、7月14日開催いたしました港区奨学資金運営協議会におきまして、港区の奨学生としてご決定をいただいたものでございます。このお二方には結果をお知らせするとともに、必要な手続を終えておりまして、交付のほうを開始してございます。

説明は以上でございます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。毎年第2回目は少ないですね、2人とか3人とか。今回の方は、何を見て申し込みされたかわかりましたら。

○庶務課長 お一方は、私が、お問い合わせを受けました。

○綱川委員長 制度がありますかというようなことですか。

○庶務課長 はい。いいタイミングでしたので、ご案内申し上げたということがありました

○綱川委員長 外部の方に回収というか、催促をお願いしているようですので、そういうことにならないように、手続はきちんとしておかないと後が大変になりますのでよろしくお願いします。

ほかにございますか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、次の案件に移りたいと思います。

## 2 新教育センター等整備事業の進捗について

○綱川委員長 次に、新教育センター等整備事業の進捗について。教育政策担当課長、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 新教育センター等整備事業の進捗につきまして、教育委員会資料ナンバー2によりご説明いたします。

資料のほうをご覧くださいと思います。新教育センター等整備事業につきましては、平成23年9月からその整備手法を当初予定しておりました総合設計制度から、都市基盤整備を含めた一体的なまちづくりを推進できる再開発等促進区を定める地区計画へ移行しました。

地区計画の策定は、「港区まちづくりマスタープラン」や「六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドライン」で定めた虎ノ門地区の一体的な街づくりを推進することができるとともに、新教育センター等整備事業を推進するものでございます。

恐れ入りますが、資料の4ページ、A3をお開きいただきたいと思います。これまで地区計画の策定に当たりましては、図面のB地区の地権者、こちらのほう港区教育委員会事務局、気象庁、国土交通省関東地方整備局長となります。A地区のほうは、森トラスト株式会社が地権者でございます。

虎ノ門三・四丁目地区まちづくり協議会を設立しまして、まちづくりのあり方や地区計画上必要となる新設道路の整備・管理等について協議をし、調整をしております。

また、多くの協議と並行して、地区計画区域内の関係地権者との合意形成を進めてまいりました。

恐れ入りますが、3ページをご覧ください。こちらのほうは、港区教育センター、気象庁体験型展示施設を整備するB地区の計画概要でございます。施設の整備のほか1,100平米の緑化空間の整備や防災性能の確保、環境負荷の低減に配慮した計画となっております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。この間、まちづくり協議会での調整とともに、関係地権者との合意形成を進めてまいりましたが、合意が整う見込みとなったことから、都市計画法第21条の2に基づく都市計画の決定の提案を港区へこのたび提出いたします。

今後の予定ですけれども、都市計画提案の前に近隣に説明への説明会が必要なことから、8月24日曜日と25日月曜日に虎ノ門三・四丁目における開発計画の住民説明会を行います。この住民説明会に係るビラにつきましては、先週15、16日に配布してございます。その後ですけれども、9月5日に再開発等促進区を定める地区計画の都市計画の決定の提案を港区へ提出いたします。

提案は12月下旬の港区都市計画審議会での審議予定として、3月上旬に都市計画決定がされる予定となっております。都市計画決定を受けた後、平成25年10月18日から一時中止となっております。PFI事業の教育センターの設計業務を再開する予定となっております。

甚だ簡単ですが、説明は以上でございます。

○綱川委員長 この案件について、ご質問等ございますか。

○澤委員 この案件は、当初の予定からどのくらい結果的に遅れたのですか。

○教育政策担当課長 当初の予定は、平成25年度でした。

○澤委員 今の説明ですと、計画の基本的な考え方が変わって、都市計画法に基づいた再開という位置づけになったのですけれど、都市計画法に基づいたということで、教育センターとして何かメリットはあったのですか。

○教育政策担当課長 気象庁と一体の施設ということで、その後、地区計画に変わったことで、容積率が大幅確保されたということで、その分がメリットということです。

○綱川委員長 共同施設としてやるから、その分上乘せするという手法のもの、公開施設ということで、地区計画でやるからいいのだということですか、教育センターが入ることによって何かメリットがありますか。

○教育政策担当課長 教育センターについては、特にメリットはございません。

○綱川委員長 共同施設なので、再開の場合公共施設のための容積率がありますね。それは使っていないのですか。

○教育政策担当課長 教育センター単独では、その容積率の緩和というのはメリットになりません。

○綱川委員長 先が大分長いですね。まだ5年かかるかもしれないですね。

○教育政策担当課長 予定といたしましては、平成30年までに工事を終えて、平成31年からスタート予定です。

○綱川委員長 これ3フロアみたいに見えるのですけれども。

○教育政策担当課長 お手元に資料を配ってございませんが、高さは約85メートルになります。階数につきましては、今手元に資料がありませんので、後程回答させていただきます。

○綱川委員長 後で教えてください。

○教育政策担当課長 はい。

○綱川委員長 ほかにございますか、よろしいですか。

(なし)

### 3 旧飯倉小学校メモリアルスペースの開設について

○綱川委員長 それでは次に、旧飯倉小学校メモリアルスペースの開設について。政策担当課長、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 大変申しわけございません。先ほどの教育センターですが、4フロアになります。



○綱川委員長 4フロアをもらえるということですか。

これは人工地盤になっているのですね。この2ページだとわかりやすいです。3ページを見ると、上の中層階になるように見えますね。

それでは、案件のほうに戻ります。お願いします。

○教育政策担当課長 旧飯倉小学校メモリアルスペースの開設につきまして、資料ナンバー3によりご説明いたします。

旧飯倉小学校4階に「旧飯倉小学校メモリアルスペース」を開設することにつきましては、「旧飯倉小学校整備計画」として、平成24年3月13日開催の第18回公共施設整備検討委員会を経まして、平成24年3月21日開催の庁議において決定された後、昨年度、平成25年11月12日開催の第11回教育委員会定例会におきまして、旧飯倉小学校の使用についてご報告させていただきました。

その後、平成26年2月から、地域の方々と教育委員会事務局とでメモリアルスペースの開設に向けた具体的な検討を行いまして、レイアウトの作成や展示物の選定、設置等の作業を進めてまいりました。

このたび、展示作業が終了し、開設の準備が整いましたので、平成26年8月30日に、旧飯倉小に開設いたします。

開設日ですけれども、平成26年8月30日土曜日、こちら東麻布の夏祭りがございます。裏面のチラシのほうを見ていただきたいのですが、午後4時から8時半にオープンいたします。8月31日以降につきましては、東麻布区民協働スペースの開室日に合わせまして、日曜、火曜、木曜、土曜（午前9時から午後5時まで）開設といたします。

展示内容ですが、1ページ目にお戻りいただきたいと思いますが、旧飯倉小学校の歩みを記した年表や大正から昭和時期の写真、学童疎開時の関係資料、旧校舎の模型などがございまして、こちらのほうをお願いいたしまして展示することといたします。こちらですが、どなたでも入室できるということで、入室に当たりましては、東麻布区民協働スペース受付、3階になります。そちらで入室受付簿への記入が必要になります。

周知方法ですけれども、ご報告となってしまいましたが、広報みなと8月21日号にお知らせ記事を掲載いたしました。

また、旧飯倉小学校の通学区域と区域が重なる町会に案内を送付いたしました。旧飯倉小学校の通学区域と周辺の区設掲示板24カ所に、こちらのポスターを8月21日から9月20日まで掲示をしてございます。

甚だ簡単ですが、説明は以上です。

○綱川委員長 ご質問等ございますか。

○澤委員 8月30日の土曜日は、お祭りに合わせてメモリアルスペースを4時から8時半まで開放しているということだったと思いますが、何かセレモニーみたいなものがあるのですか。

○教育政策担当課長 特に、セレモニーは行いません。地元の方がぜひそこでPRしたいというこ

とで、この祭りの日に開設いたします。

○綱川委員長 私も行ったことがあります、入り口から、ここに行くまでにバリアが結構あって、オートロックなどとても厳重な施設ですよ。

○教育政策担当課長 保育施設というようなこともありまして、かなりセキュリティーは厳しくしております。

○綱川委員長 すごく厳しいですね。やはり子どもの施設がありますから。

ほかにございますか、よろしいでしょうか。

(なし)

#### 4 港区立白金の丘小学校及び港区立白金の丘中学校什器等の購入について

○綱川委員長 港区立白金の丘小学校及び港区立白金の丘中学校什器等の購入について。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、資料ナンバーの4をご覧ください。什器等の購入についてでございます。

本件は、港区立白金の丘小学校及び港区立白金の丘中学校の什器等を購入するものでございます。今回購入するのは、机が1,359台、椅子が2,635脚、棚が173台、その他194点、合計4,361点でございます。

本件については、指名競争入札による契約となりますが、8月7日に開札されて、契約予定業者は既に決定してございます。

以下、口頭になりますけれども、契約予定事業者は、港区白金三丁目12番12号にあります株式会社ニシダでございます。

落札金額は、消費税込みで1億602万9,000円でございます。今後、この契約予定業者と協議書を交わし、9月開会予定の第3回定例会での議決を経て、この契約を締結する予定でございます。

その後のスケジュールでございますけれども、新校舎の引き渡しは、ことしの11月を予定してございます。納品については、12月末を予定しております。

説明は以上でございます。

○綱川委員長 この案件につきまして、ご質問等ございますか。

○澤委員 いよいよ完成ですけれど、この件とは直接関係ないのですが、今の朝日中の3年生は何か月か向こうに行かれる予定ですか、新しい校舎に。

○学務課長 3学期は一部授業で使いたいという話は聞いております。それから、卒業式はやりたいたいという話は聞きました。

○澤委員 そうすると、11月で引き渡しは終わるということですね。

○綱川委員長 はい。

○学務課長 最終的には1月でございます。引き渡しを確認するのは1月ということでございます。

○綱川委員長 書類上の引き渡しは1月ですね。

○学務課長 はい。

○綱川委員長 私も建築の立場なので、引き渡し前の、12月に納品してしまうということですが、結構そういうのはトラブルが発生します。要するに 新築の建物を壊した壊さないという問題で、瑕疵があるのかないのかとか。壊したら誰が責任とるのかという話になりますので、気をつけてください。竣工する前に1回、教育委員が見られるといいと思いますので、日程調整をよろしく願いできればと思います。

○綱川委員長 はい。では、この案件よろしいですか。

(なし)

○綱川委員長 済みません。時間を少し延ばさせていただきたいのですが、よろしいですか。

(異議なし)

○綱川委員長 はい。それでは、次の案件に行きます。

## 5 港区立箱根ニコニコ高原学園の利用休止について

○綱川委員長 港区立箱根ニコニコ高原学園の利用休止について。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、資料ナンバーの5をご覧ください。港区立箱根ニコニコ高原学園の利用休止についてのご説明でございます。

本件は、エレベーター取替え工事に伴い、その期間、箱根高原学園の利用を休止するというものでございます。

初めに、1番、利用休止の施設・期間でございますけれども、施設は、箱根ニコニコ高原学園、休止期間は、12月15日から2月28日まででございます。

工事の概要は、管理棟・宿泊棟のエレベーター1号機から3号機の3台でございますけれども、その更新工事でございます。

3番、利用者への周知でございますけれども、広報みなどの9月11号、これを初めとして、広報紙「ひろば」、教育委員会のホームページ等で周知いたしまして、それから学務課内、あるいは高原学園の園内にお知らせを掲示いたします。利用再開についても同様に、事前周知を行います。

4は今後のスケジュールでございますけれども、9月は周知、12月は工事開始、3月は工事完了・利用再開ということでございます。

説明は以上でございます。

○綱川委員長 ご質問等ございますか。全面禁止ですね。

○学務課長 全面禁止です。

○綱川委員長 ほかにありますか。

(なし)

## 6 生涯学習推進課の7月事業実績について

○綱川委員長 生涯学習推進課の7月事業実績について。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、生涯学習推進課の7月の事業実績について、ご報告をいたします。

資料ナンバーの6をご覧ください。実績となります生涯学習関係は、生涯学習推進課の事業として、被災地支援として行ってまいりましたつくば市の物産展つくば@ばるーんの事業を行なっております。

また、指定管理者の事業として朗読講座、うたごえ喫茶を実施しております。スポーツ関係では、生涯学習推進課の事業として毎週日曜日に行いますタグラグビー教室を実施しております。指定管理者の事業としては、裏面にわたりましてフィットネスの教室と水泳教室の実施をしております。

報告は以上でございます。

○綱川委員長 ご質問等ございますか。

(なし)

## 7 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○綱川委員長 次に、生涯学習推進課の各事業別利用状況について。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、生涯学習推進課の各事業別利用状況についてでございます。

資料ナンバーの7をご覧ください。各施設事業の7月の利用状況になっております。特に、今回数値を変更するようなどころが見られない状況となっております。

報告は以上でございます。

○綱川委員長 ただいまの案件につきまして、特に変更、大きな移動はないということでございますけれども、よろしいですか。

(なし)

## 8 生涯学習推進課の9月事業予定について

○綱川委員長 9月事業予定について。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、生涯学習推進課の9月の事業予定について、ご報告をさせていただきます。

資料ナンバーの8をご覧ください。9月の事業予定ですが、生涯学習推進課の事業として被災地支援をいわき市、つくば市の物産展を予定しております。指定管理者の事業としては、語り部の育成、それからさくらだ学校の企画、絵本の読み聞かせ講座などを予定しております。スポーツ関係では、生涯学習推進課の事業として、毎週日曜日のタグラグビー教室、指定管理者の事業としては、裏面になりますが、フィットネスと水泳教室を実施する予定としております。

報告は以上でございます。

○綱川委員長 ご質問等ございますでしょうか、よろしいでしょうか。

(なし)

## 9 港区スポーツセンターのプール休止について

○綱川委員長 それでは次に、港区スポーツセンターのプール休止について。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、港区スポーツセンターのプールの休止について、ご報告をいたします。

資料ナンバーの9をご覧ください。スポーツセンターのプールの衛生管理や安全確保のために水を交換し、清掃、機械設備の保守点検を行うためにプールを休止するものでございます。休止の期間は、平成26年9月24日から9月の30日までの7日間を予定しております。

休止理由ですが、プールの換水、清掃、プールの機械設備の保守点検、それから漏水箇所の補修を行うために休止をするものでございます。

これからの周知方法ですが、広報みなど、キスポーツ誌の掲載、またホームページの掲載を行います。また、スポーツセンター館内で、ポスターの掲示や館内放送などを使って、利用者の方に休止期間を周知してまいります。

報告は以上でございます。

○綱川委員長 ご質問等ございますか。いつまでやるのですか。

○生涯学習推進課長 新しい施設は、12月22日にオープンを予定しております。いつまでの営業というのは、まだ具体的には確定していませんが、12月までプール、通常どおり、現行のスポーツセンターを営業いたしますので、この9月30日までプールを休止しまして、またその水を入れかえました後、点検後、また通常どおり利用を再開いたします。

○綱川委員長 はい、わかりました。最後のプール利用期間です。是非ご利用いただけたらと思います。

(なし)

## 10 図書館・郷土資料館の7月行事実績について

○綱川委員長 次に、図書館・郷土資料館の7月行事実績について。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 図書館・郷土資料館の7月の行事実績につきまして、教育委員会資料ナンバー10でご説明させていただきます。

定例のものが続きまして、7月ですので、4ページにまいりまして、子ども会、港の子どもサイエンス教室、また指定管理者のほうで、調べる学習講座等、これは夏休みの調べ学習に向けた取り組みでございます。

続きまして、6ページにまいりまして、講座・セミナーのところに指定管理者の19日、開設記念式典、麻布図書館の行事が入ってまいりまして、開設記念式典「坂道からみる麻布の歴史と地域性」というのは、麻布図書館の開設に合わせまして、私どもの文化財系の学芸員が麻布図書館で講座を開いたものでございます。

また、その下、その他の指定管理の1のところ、1日から31日で、開館記念展示「世界のともだち」写真展と世界の絵本展というのが麻布図書館で参加者数1,403人となっておりますが、1日から31日までで、第3木曜日を除いた延べ30日間で1,403人の方がこの展示をご覧になっていただきましたということで、麻布図書館の大体平均の来館者数が600から700ということでございますので、約8%の方が視聴覚室のほうに上がっていただいて、この展示を見ていただいたというものでございます。

7ページには、郷土資料館の実績で、古文書講座等が実施されたものでございます。

以上、簡単ですが、ご報告とさせていただきます。

○綱川委員長 質問等ございますか。

(なし)

### 11 図書館の7月利用実績について

○綱川委員長 図書館の7月利用実績について。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 図書館の7月の利用実績につきまして、委員会資料ナンバー11でご説明をさせていただきます。

一番右端の利用登録者数のところ、マイナスになってございます。それは新規の登録者から2年間の未利用者及び再発行による利用者数を差し引いたためにマイナスが出ている施設がございまして、7月のカード新規の登録が2,939名おまして、1,047人の方が2年間以上、無利用ということで、取り消しになった方がいらっしゃいます。その合計1,892人が一番右端の合計欄に記載されているものでございます。

以上、簡単ですが、ご報告とさせていただきます。

○綱川委員長 何か質問はありますか、よろしいでしょうか。

(なし)

### 12 図書館・郷土資料館の9月行事予定について

○綱川委員長 続きまして、図書館・郷土資料館の9月行事予定について。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 図書館・郷土資料館の9月の行事予定につきまして、委員会資料ナンバー12でご説明させていただきます。

1ページ以降、定例のおはなし会等ございまして、4ページになりまして、講座・セミナーというところで、ミュージアムセミナー、「根津美術館特別展」という形で、根津美術館の学芸員の方が講師として来ていただけることになってございます。こちらは、ミュージアムネットワークという、郷土資料館が事務局をやっています。その関係で、港区へ根津美術館から学芸員が来ていただいて講師をしていただけるというような事業でございまして。

5ページに郷土資料館の予定で、9月につきましては、13日に「古代のアクセサリーを作ろう！」

が予定されてございます。

裏面にまいりまして、6ページで、コーナー展で、昨年、区の指定文化財になりました「宇田川家文書」については、7月から展示しているものでございます。

簡単ですが、ご報告とさせていただきます。

○綱川委員長 新聞でも出ていたりして、地域振興課が担当になってはいますが、大分にぎわっているみたいですね。

○図書・文化財課長 事務局は、私どもの文化財係がやっています。

○綱川委員長 ああ、そうですか。

○図書・文化財課長 実際ミュージアムネットを使って行事ミナコレをやられるのは、地域振興課で、図書館も今回お願いしています。

○綱川委員長 新聞でも取り上げられるような事業ですが、ただ8月いっぱいまででしたか。

○図書・文化財課長 無料バスも出したりしています。

○綱川委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

### 13 パーソナルコンピューター等の購入について

○綱川委員長 パーソナルコンピューター等の購入について。指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、教育委員会資料ナンバー13をご覧ください。本件は、昨年度策定いたしました港区学校情報化アクションプランに基づき、パーソナルコンピューター、電子黒板機能付プロジェクター及びデジタル書画カメラを購入するものでございます。

裏面の一覧表をご覧ください。現在、パソコン教室用パソコンのうちWindows XPのものが500台ほど残っておりまして、今回中学校分の205台と小中学校の特別支援学級分の43台、計248台をWindows 7の機種に更新をいたします。

一方、小学校のパソコン教室用パソコンは、普通教室の増加によりパソコン教室がなくなる学校もあるという現状を踏まえ、普通教室における事業のグループ学習での使用や教室外での活用の利便性が高いタブレット端末を導入する方向で検討を進めております。

なお、タブレット端末につきましては、その特性から、現在、リースによる調達を計画しているところでございます。

電子黒板につきましては、現在、各校、フロアに1台程度の配置となっておりますが、休憩時間の間の移動であったり、教室への移動、同一フロアの使用予定の調整から困難のために効果的に活用できていないという現状がございまして。

したがいまして、今回小学校の全普通教室に電子黒板機能付のプロジェクターと書画カメラを222台ずつ配備するものでございます。

空欄となっている三光小、神応小学校につきましては、白金の丘学園開校時に配備するものでございます。

なお、青山小学校につきましては、全普通教室に既に配備済みでございます。

中学校での電子黒板の利用につきましては、小学校との授業形態が教科担任制ということもあり、教室にそのまま備えつけのものを置くというよりも、効果的な活用方法や適切な機種等を今後検討する必要があると思っております。

今回の契約方法についてでございますが、本件は指名競争入札となります。7月29日に開札されて、仮契約者は決定しております。仮契約業者につきましては、港区虎ノ門にございます株式会社オモトヤで、落札金額は消費税込みで7,557万4,944円でございます。この業者と仮契約締結後、9月開会予定の平成26年第3回定例会での議決を経て、本契約を締結する予定でございます。

契約締結後のスケジュールでございますが、11月28日までの納品を予定しております。各小学校へそれぞれ納品を各種12月中に行いまして、3月から利用できるように準備をしております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○網川委員長 この案件についてご質問ございますでしょうか、よろしいでしょうか。

(なし)

#### 14 9月指導室事業予定について

○網川委員長 9月指導室事業予定について。指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 では、9月指導室事業予定について、ご説明いたします。

教育委員会資料ナンバー14、表裏でございます。ご覧ください。2学期が始まりまして、各種研修会が予定されてございます。ご覧いただければと思います。

なお、海外派遣の報告会が13日の土曜日に、赤坂小学校において予定されております。

甚だ簡単ですが、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○網川委員長 指導室事業についてでした。ご質問等ございますでしょうか、よろしいでしょうか。

9月13日に海外派遣の報告会と、9月10日にスポーツセンターで中学校の水泳記録会があります。あと小学校の水泳記録会が9月6日、グループごとの学校ということで、皆さんお時間がありましたらということだと思います。よろしいですか。

(なし)

#### 15 区立幼稚園保育料等見直しの基本的な考え方について（案）

○網川委員長 区立幼稚園保育料等見直しの基本的な考え方について。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー15をご覧ください。ポイントを絞ってご説明をさせていただきます。本件は、保育料引き上げの基本的な考え方に関する報告でございます。

それでは、1番、経緯と見直しの必要性についてでございますけれども、こういった2つ、平成



10年以降、据え置かれているということと、あと新制度が始まっていることがきっかけでございます。

それから、2番目、保育料等の見直しの考え方について、(1)基本保育料、以下、6つございます。

①でございますけれども、現行保育料等の算定について、平成10年のときの算定の仕方でございますので、そのときは運営経費を積み上げて、園児1人当たりのコストを、これに人件費は入っておりませんが、15万9,000円と算定いたしまして、本来受益者負担ということであれば、ここまで上げなければいけないのですけれども、ただ、激変緩和がございますので、1.3倍を最高限度額として、5万7,200円に改定している状況でございます。

1.3倍の理由ですけれども、平成9年に港区全体として示した考え方がございまして、使用料算出に当たっての基本的考え方でございますけれども、それは激変緩和1.3倍になります。

ただ、幼稚園というのは、現実には、この全体としての考え方に含まれていないので、あくまでも参考として1.3倍ということでございます。

その次、②現在の幼稚園の運営経費でございますけれども、現在は、先ほど新制度の中でそういう言葉がありましたけれども、国のほうでは人件費を入れて、園児1名当たりのコストを算出なさいと、それは公定価格と言いますけれども、それを算出なさいと指示をしておりますので、その考え方を適用させていただいて、今回は人件費を積算すると。そうすると、25年の積算コストを、大体ですけれども、約80万円弱、70万円台というところとなっております。人件費を加えたので、前よりもかなり金額が高いと、同じような問題がありまして、そこまで金額を上げるわけにはいきませんので、この辺で激変緩和するというところでございます。

③公私較差の是正でございますが、これは参考資料2ですけれども、ちょうど真ん中あたり、各私立幼稚園の保育料が書いてあります。多いところで40万円台、49万円というところもございます。低いところでも20万円台というところがございます。ということで、平均すると、区の7倍ぐらいの負担をするので、私立側から値上げを求められているという状況でございます。

それから、④他区の保育料でございますけれども、この参考資料1を見ていただくとわかりますけれども、例えば真ん中ほどの中野区というところは、保育料月額で1万1,350円、港区は上から3番目ですけれども、4,800円でございます。かなり半分以上の差で、保育の年額を見ていただくと、5万7,200円と、中野区の13万6,200円になってございまして、相当の開きがあるというところでございます。

⑤現行制度の利用者負担水準、国は、幼保とか、公私間のバランスをちゃんと考慮なさいよと言っております。

それから、⑥、先ほど庶務課長からもお話ありましたけれども、国は今回利用者負担額の上限を原則2万5,700円と定めてございます。

ということで、以上の①から⑥の考え方を勘案しまして、結論として、改定幅の上限1.3倍にさせていただきますたいと、過去、前回の事例と同じ事例にさせていただきますたい。見直しを行うことを基

本的な考え方としてございます。

ただし、その下、なお、今後は、国が定めた利用者負担などの上限を2万5,000円、これ変わるかもしれないのですけれども、その上限を視野に、目標に、定期的に保育料の見直しを行っていくということで明確化してございます。基本的には3年ごとを考えております。

それから、その下、(2)階層区分の設定について、こちらでございませけれども、今は現行の保育料というのは、一度最高額を全員賦課した上、その後、低額所得者に減額するというシステムをとってございませけれども、今後は最初から所得に応じた階層化を実施して、初めから減額した金額で請求すると、これは国の指示でございませるので、これをやっていきたいと考えております。

(3)でございませ。入園料について、国は、新制度では入園料を取ることはできないということをおっしゃっておりますので、今後はこれを取らないことにしていくというふうにしたいと考えています。

(4)子育てサポート保育料、こちらは幼稚園の終了後に14時から16時半まで在園児のみを対象とした保育でございませ。幼児教育でございませけれども、こちらについても、やはり人件費からコストを出して、改正した基本保育料の額を上限として見直しを行います。基本的には同じ金額です。一時利用についても、同様に1.3倍としたいと考えております。

今後のスケジュールについては、ご覧のとおりでございませ。

説明は以上です。

**○綱川委員長** ご質問等ございませんか。では、私のほうから。参考資料として私立幼稚園の入園料、保育料等の表が出ています。こうして見ると、港区は5万7,200円で、高いところは四十何万と見えてしまうのですが、港区で補助としているのは幾らぐらいなのですか。

**○庶務課長** 補助金額は月額1万7,200円です。

**○綱川委員長** ということを書いておかないと、単純にこれを見てしまうと、こんなに公私立とは差があるのかと思います。こういう表がひとり歩きすると困りますからね。ほかにありますか、よろしいでしょうか。

(なし)

**○綱川委員長** ご協力ありがとうございました。

案件にはないのですが、昨日、赤坂中学校でたしかアスベストの件がありました。その報告が何かありましたら。学校施設担当課長、お願いします。

**○学校施設担当課長** きこのうの午後6時から赤坂中学校で説明会を行いました。PTAの参加者は15人程度で、質疑の内容の主なものは、平成18年にアスベストの撤去をしたはずが、なぜ残っていたのかという質問がありました。一部少量の取り残しがあったということで、申しわけありませんでしたと回答しております。

それと、給食室の天井からもアスベストが検出されておりますが、給食は安全ですかという質問がありました。施設課長が答えましたが、アスベストは基本的に飛散したものを吸い込んで、肺にたまったときに、何年か先に障害が出てくると、給食については口にしても天然鉱物ですので、基

本的には食べたとしても害はないということでお答えしました。

ただ、室内は囲い込みをしていますし、実際に空気測定をしておりますが、汚染は確認されておりませんでした。そういった意味では安全です。

残りのアスベストの撤去工事についてはどうするのかと。一部工事、二重サッシ工事をしていきますので、そこの部分については、説明会后、9月の三連休で撤去をするということで考えております。残り見つかった部分については、撤去工事に時間がかかりますので、来年の夏工事を考えていますということで答えております。

赤坂中の改築を早く進めてほしいという意見が多く出されております。こういうことがあるので、早く進めてほしいということがありました。

最後ですが、来年、赤坂小学校の6年生が赤坂中学校に入学する人数が減ってしまうのではないかと、港区内全域としても、赤坂中に来る生徒が減ってしまうのではないかと、教育委員会として何かその辺で対応をしていただきたいということで質問がありました。学務課長が学校と教育委員会と連携して対応をしていくということと、既に終わってしまいましたが、学校説明会で独自のアピールを行っていますということで答えています。

○綱川委員長 このアスベストに関して、風評被害みたいなことで入学者が減るのではないかとということですね。

○学校施設担当課長 ハード面はこのような対応をとりますが、ソフト面で何か対応ができないのかと、例えば制服を変えとか、そのようなこともおっしゃってました。そういったことが主な内容でした。基本的に説明会の内容はきめ細かく説明しましたので、ご理解いただいたということで考えております。

○綱川委員長 アスベストは1回飛散しちゃうと、繊維が細か過ぎて、24時間たってもまだ床におりてこないとか、すごいですね。ですから、よほど気をつけないと。

○学校施設担当課長 定期的に環境測定も行っています。そういうことで、ご理解いただきたいと思います。

きょう近隣に対しての説明会を同じく赤坂中学校で行います。これはアスベストを撤去する手続上の説明会です。

○綱川委員長 発見した時点で、閉鎖はしたのですね。

○学校施設担当課長 しています。今は立入禁止であるとともに、ビニールシートを覆って、飛散しないように処置しております。そのほかの部屋についても、目地をシーリングしたりして、さらに密閉度を上げております。

○綱川委員長 高圧にしておかないと、外へ出てしまいますからね。

ほかにありますか。

(なし)

○綱川委員長 本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他ございますでしょうか。

○庶務課長 ございません。

○綱川委員長 はい、わかりました。

「閉 会」

○綱川委員長 これをもちまして閉会いたしたいと思います。

次回は、9月9日火曜日、午前10時から開催予定です。よろしくお願いたします。お疲れさまでした。(午後0時25分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 綱 川 智 久

港区教育委員会委員 小 池 眞喜夫